平成26年7月15日

山形県公報

平成26年7月15日(火) 第2562号

毎週火・金曜日発行

-	目	 次					
	告	示					
○公共測量の実施の通知				(県土利	用政策	(課)	791
○山形県海浜公園の利用料金				(空	港港湾	[課]	… 同
○道路の位置の指定			(村山	総合支	庁建築	〔課)	792
○開発行為に関する工事の完了				同			… 同
				易総合支	庁建築	〔課〕	… 同
	公	告					
○特定非営利活動法人の定款変更の認証	の申請		(庄卢	7総合支	庁総務	(課)	793
				同	7 112 42		… 同
○特定調達契約に係る落札者の公告			`	(情	報企画	(課)	… 同
					同		794
				(同)	… 同
○大規模小売店舗の新設に係る市町村等	の意見		(商業・ま	· ミちづく	り振興	(課)	795
○大規模小売店舗の変更の届出				同			… 同
				同)	796
○警備業法第23条第1項の規定による検	定の実施			… (公	安委員	(会)	797
	_告	示					
山形県告示第664号							
測量法(昭和24年法律第188号)第39条	アおいて淮田	ナス同注第1/条第1I	百の担定に	·	絶屈古	長ヵ	ら歩のと
おり公共測量を実施する旨の通知があった。		y る回仏知14末知 1 ?	気のがたに	- A 7 , '	出河 川 □	112/1	·90002
平成26年7月15日	0						
M20 17110 H		山形県知事	吉	村	美	栄	子
1 公共測量を実施する地域		四川八八十	П	11	天	/K	,
鶴岡市陽光町地内							
2 公共測量を実施する期間							
平成26年7月1日から同年8月29日まで	~						
3 作業の種類							
公共測量(街区多角点復旧測量)							
ム ス 内 足 ク 月 小 及 旧 例 里 / 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一							
山形県告示第665号							
山形県海浜公園条例(平成17年7月県条	例第82号)第	11条第2項の規定に	より、山飛	/	公園の	施設	め利用料
金を次のとおり承認した。							

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

施	設	期	間	等	単	位	利用料	金
マリンパーク鼠ヶ関	駐車場		下前8月	8月17日 寺から午	1日1回	につき	70	0円
	シャワー						無	料

2 適用期間

平成26年7月18日から平成28年3月31日まで

山形県告示第666号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成26年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第145号
- 2 指定の場所 寒河江市大字島字島西1番1の一部、3番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル

延長 58.17メートル

4 指定年月日 平成26年7月8日

山形県告示第667号

次の開発行為は、完了した。

平成26年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成26年5月8日 指令村総建第142号

2 開発工区に含まれる地域の名称

第1-3工区

寒河江市中央工業団地1152番2の一部、1152番3の一部、1153番2の一部、1153番3、1154番2の一部、1154番3、1155番2の一部、1155番3、1156番1の一部、1197番10の一部、1197番22の一部、1197番23、1197番27、3291番3の一部、3291番4、3331番1の一部、3331番9の一部、3331番10、3332番28の一部、3332番29、3332番30の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

寒河江市中央一丁目 9 番45号

寒河江市土地開発公社

山形県告示第668号

次の開発行為は、完了した。

平成26年7月15日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 許可番号

平成26年3月28日 指令置総建第75号

2 開発区域に含まれる地域の名称

南陽市三間通字地蔵田1275番1、1275番2、1275番1地先、1275番2地先

南陽市三間通字円蔵西1320番地先、1311番2地先

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東置賜郡高畠町大字相森383番地

後藤 信

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成26年6月27日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称

特定非営利活動法人 がくほれんwith酒田

(2) 代表者の氏名

佐藤 義朗

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市新橋二丁目1番地の19

(4) 定款に記載された目的

この法人は、酒田市の小学生を対象に、主に学童保育事業を行い、放課後及び学校休校日に保護者が家庭にいない子どものために、豊かで安全な生活と遊び場を築き、児童の健やかな育成を図るとともに、健全な地域社会の確立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定 款の変更の認証について申請があった。

平成26年7月15日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 申請のあった年月日

平成26年6月30日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名称

特定非営利活動法人 鶴岡市体育協会

(2) 代表者の氏名

稲泉 眞彦

(3) 主たる事務所の所在地 鶴岡市小真木原町2番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、鶴岡市民を中心に広く周辺地域住民を対象として、体育・スポーツの振興に関する情報収集・ 提供事業、選手・スポーツ指導者の育成及び派遣、研修事業、体育・スポーツ施設の管理・運営事業、スポー ツ功労者等の顕彰事業を行うことにより、健全な精神の涵養を図ると共に、青少年から高齢者まで健康で健や かな人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県基幹高速通信ネットワークインターネット接続回線サービス 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - 山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 平成26年6月2日
- 4 落札者の氏名及び住所

東北インテリジェント通信株式会社 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

- 5 落札金額 8,495,280円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成26年4月22日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年7月15日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービス 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - 山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 平成26年6月2日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社ハイテックシステム 山形市松波一丁目16番7号

- 5 落札金額 12,425,076円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成26年4月22日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - 山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 平成26年6月2日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社ハイテックシステム 山形市松波一丁目16番7号

- 5 落札金額 38,102,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成26年4月22日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに 天竜市役所において平成26年8月15日まで縦覧に供する。

平成26年7月15日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド天童店

天童市芳賀土地区画整理事業32街区

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日 平成26年1月28日

3 意見の概要

出店予定地の周辺地域は幹線道路の整備並びに事業所及び住宅の建設が予定されている区域であるため、交通 渋滞の緩和、騒音防止、適切な廃棄物処理、防犯等に関して、届出内容のとおり適正に対処するとともに、開店 後、予測と異なる状況が発生した場合等には、速やかに対処すること。

特に、新規開店時をはじめとする混雑時は、渋滞緩和のために適切な対策を講じること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに 山形市役所において平成26年11月15日まで縦覧に供する。

平成26年7月15日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大沼山形本店

山形市七日町一丁目2番30号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社大沼 山形市七日町一丁目2番30号

代表取締役社長 児玉賢一

- 3 変更する事項
 - (1) 駐車場の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

小	売	業	を	行	う	者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻	備	考
全で	の小	売業を	者					午前	10時	:	午	後6	時30	分	年間60日は閉店	時刻午後7時

(変更後)

小	売	業	を	行	う	者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻	備	考			
今 7	ヘイの I = ※孝							生品	10時		仁	经后	時30	Δ	年間120日は閉店時刻午後7時、年				
主	全ての小売業者					一日山	IOh社		_	後し	h4.90	カ	間60日は閉店時刻午後8時						

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前9時30分から午後7時まで。ただし、年間60日は午前9時30分から午後7時30分まで

(変更後) 午前9時30分から午後7時まで。ただし、年間120日は午前9時30分から午後7時30分まで、年間60日は午前9時30分から午後8時30分まで

(4) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 2か所(位置については縦覧に供する図面のとおり) (変更後) 3か所(位置については縦覧に供する図面のとおり)

- 4 変更年月日
 - (1) 3の(1)に掲げる事項 平成27年2月10日
 - (2) (1)以外の事項 平成26年6月10日
- 5 届出年月日

平成26年6月9日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年11月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに 米沢市役所において平成26年11月15日まで縦覧に供する。

平成26年7月15日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大沼米沢店

米沢市中央一丁目2番17号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社大沼 山形市七日町一丁目2番30号

代表取締役社長 児玉賢一

- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

小	売	業	を	行	う	者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻	備	考
株式	会社	大沼						午前	10時		午	後6	時30	分	年間60日は閉店	5時刻午後7時

(変更後)

小	売	業	を	行	う	者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻	備	考			
₩±.=	株式会社大沼							午前	10時		午後 6 時30分				年間120日は閉店時刻午後7時、				
11/1		八伯						一一印	TOh社			1友 0	h420	77	間60日は閉店	時刻午後8時			

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後7時まで。ただし、年間60日は午前9時30分から午後7時30分まで (変更後) 午前9時30分から午後7時まで。ただし、年間120日は午前9時30分から午後7時30分まで、年間 60日は午前9時30分から午後8時30分まで

4 変更年月日

平成26年6月10日

5 届出年月日

平成26年6月9日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年11月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。 平成26年7月15日

山形県公安委員会 委員長 小 林 由紀子

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

- 2 検定の期日及び場所
 - (1) 期日

平成26年10月18日(土)午前9時30分から午後5時まで

(2) 場所

天童市大字高擶1300番 山形県総合交通安全センター

3 検定対象者

検定対象者は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある者とする。

4 受検定員

30人

- 5 受検手続
 - (1) 受検の申込み

検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する山形県内の警察署に、次に掲げる書類を添付した検定申請書を直接持参すること。ただし、検定申請者の住所地及びその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地がいずれも山形県内にある場合にあっては、イ又は口に掲げる書面のうちいずれかを添付することを要しない。

- イ 住所地が山形県内にある検定申請者にあっては、その者の住所地を疎明する書面
- ロ 警備員でその者が属する営業所の所在地が山形県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを疎明する書面
- ハ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの2葉
- (2) 受付期間

平成26年9月1日(月)から同月5日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 検定手数料

14,000円

- (4) 申込上の注意事項
 - イ 検定申請者の数が4の受検定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。
 - ロ 検定手数料は、山形県証紙で納付すること。
- (5) 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署において交付する。

6 検定の順序等

検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

7 その他

- (1) 検定当日は、筆記用具を持参すること。
- (2) 本検定についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話023(626)0110) 又は山形 県内の各警察署に行うこと。

